

看護基礎教育課程における 「看護政策管理学」の構成要素の検討

北爪明子，巴山玉蓮，加藤栄子

群馬県立県民健康科学大学

目的：大学の看護基礎教育課程のシラバスの記述内容から「看護政策管理学」を構成する要素を明らかにし，その関係性について考察する。

方法：看護系大学193校に看護基礎教育課程の平成22年度版シラバスの送付を依頼した。入手できた73校のシラバスを分析対象とした。20キーワードを設定し，授業概要・目的・目標からキーワードを含む記述をコードとして抽出した。コードをカテゴリ化し要素の形成を試みた。最後に要素間の関係性について考察した。

結果：「看護政策管理学」を構成する要素は，【憲法の基本理念と法】【保健医療（福祉）システムの概要】【看護を提供するための組織と管理】【看護活動と政策】【看護を提供するあらゆる場の看護の役割と機能】など，18のカテゴリから形成された。

結論：看護政策管理学を構成する18要素は，順序性を持ちながら影響し合う関係性を持つことにより，看護の役割と機能が発揮されると考えた。

キーワード：看護政策，看護管理，構成要素，シラバス，看護基礎教育課程

I. 緒 言

わが国の社会経済状況の変化に対応して，国民の健康や医療に関連するさまざまな制度が見直され看護を取り巻く環境は複雑化している。それに伴って臨床の実践現場では，看護職が活躍する場と看護職の役割が拡大している。このような社会の変化の中で人々の健康上のニーズに応じた質の高い看護を提供するために，看護職には専門職として，社会全体のシステムをとらえながらより効率的に看護を再構築する能力が必要とされている¹⁾。

さらに，看護職には，保健・医療・福祉の現行制度を看護の視点から見つめ²⁾，社会の変化に関連する諸法規の理解や政策的側面から看護の質を保証するための知識の修得が必要である。看護の

質を高めていくためには，看護職が中心となりその場のサービス提供の基盤や枠組みを見直し，看護政策の決定過程に参与³⁾することで，その過程に積極的に働きかけることが求められる。

本学における「看護政策管理学」は，「看護を提供する場のシステムを創造し，整備するために必要な要素を研究する学問領域」として，機能看護学の一領域に位置付けられている。この学問領域を明確化するためには，従来の看護管理や看護政策などの視点を統合した学問領域の確立が必要である。看護管理は，組織目的を効率的・能率的に達成するすべての活動⁴⁾であり，人々の健康上のニーズに応じたサービスを提供するために看護職が行う仕事の過程であると言える。看護政策は，国民に質の高い看護を提供することを前提に，看護職の力が政策決定過程に関与し影響を与える⁵⁾

行動の案・方針・計画⁶⁾である。このように、看護管理と看護政策は、看護の対象をその成長発達の特性の視点から区分するという他の専門領域の枠組みとは基本的に異なっている⁷⁾。したがって、看護実践を支える看護の基盤となるシステムとして看護管理と看護政策が、一つに統合したとき社会のニーズを先取りした看護の機能が発揮できると考える。医療サービスに包括される看護は、経済性を追求する視点が重要視される⁸⁾。また、社会状況の変化に対応していくために看護経済は、重要な要素の一つである。

そこで、「看護政策管理学」を構成する要素の抽出に当たり、看護管理、看護政策、看護経済に焦点を当て先行文献を収集した。看護管理において、上泉⁹⁾は、看護管理教育における教育内容の概念構成と継続的看護管理教育モデルを示し、金井¹⁰⁾は、システム論を基盤にした看護管理学概念構築モデルを示している。村上¹¹⁾は、看護基礎教育課程の看護管理学教育の実態について、看護管理科目は最終学年に必須科目で教授されているが、実習を取り入れているのは、3～4%と少ないことを報告している。これらの先行研究からは、看護管理学としての概念構築、教育内容に関する体系化、看護基礎教育課程における教育の実態が明らかとなった。

看護政策において久常¹²⁾は、政策への関心を強化するための方法として、看護基礎教育のカリキュラムに医療・看護政策に関連した講義を必須化することの必要性を述べている。また、Brown¹³⁾は、看護師の専門職の役割の中に政治(政策)的な要素を取り込んだ学習が看護基礎教育に必要であることを述べている。田中¹⁴⁾も、看護政策に関する学部教育の実態調査において、「看護政策科目」が75校のうち11大学のみであり、看護職によって教授されている大学は6校と少ない実態を報告している。さらに、看護政策は、臨床経験があり社会経験があれば、理解できるとい

うものではなく、関連する科目を含めて体系的に学部レベルでの教育を行い、看護政策についての理解を深めることが重要である¹⁵⁾と述べている。これらの先行研究からは、看護基礎教育課程における看護政策に関する授業科目の少ない実態と必須化の必要性が明らかとなった。

看護経済において金井¹⁶⁾は、看護経済学の構成要素の実証研究の過程を報告している。さらに、勝原¹⁷⁾、伊豆¹⁸⁾らは、看護経済学の概念の探求を行い、看護経済モデルの開発過程を報告している。これらの先行研究からは、看護経済学を学問として確立させるための構築過程が明らかになった。

これらの先行研究では、看護系大学におけるシラバスの分析、アンケート調査から看護基礎教育課程における看護管理、看護政策、看護経済などの授業の実態を報告している。また、それぞれの学問領域としての構築過程を述べている。しかし、看護管理と看護政策の内容を一つに統合した学問領域とした概念構築に関する研究は、未開発であり、その内容を具現化するための示唆が得られる研究の成果が見当たらなかった。

以上の検討を踏まえ、看護職が活躍する場や役割の拡大に対応していくためには、看護を提供する場のシステムを創造し、整備するために必要な要素を研究する学問領域としての看護管理、看護政策を統合した「看護政策管理学」を確立する必要があると考えた。なぜなら、国民に質の高い看護を提供するためには、看護職の持つ力を最大限に発揮し、活躍する場における政策決定過程に参画し、提言していくことが求められるからである。

そこで、「看護政策管理学」の学問領域の確立を目指す基礎資料とするために、わが国における看護系大学で開講されているシラバスの記述内容を分析し、「看護政策管理学」に必要な要素の抽出を行い要素間の関係性の検討を行うこととした。

本研究は、組織の一員として看護管理の視点から看護政策の決定過程に関心をもち、その過程に

積極的な働きかけができる看護職者育成に寄与できるものと考えている。

II. 研究目的

大学の看護基礎教育課程のシラバスの記述内容から「看護政策管理学」を構成する要素を明らかにし、その関係性について考察する。

III. 用語の操作的定義

「看護政策管理学」：看護の機能の発揮に向けて、看護を提供する基盤となるシステムを創造し、整備するために必要な要素を研究する学問領域。

「看護管理」：人々の健康上のニーズに応じたサービスを提供するために看護職が行う仕事の過程。

「看護政策」：国民に質の高い看護を提供するために、看護職の力が政策決定過程に関与し影響を与える行動の案・方針・計画。

「保健医療（福祉）システム」：人々の健康上のニーズに応じたサービスを提供するための有機的で包括的なシステム。

対象の健康上のニーズに応じて提供する保健医療福祉に関するサービスは、状況によって重なり合うため、保健医療と福祉を含めて「保健医療（福祉）システム」と表記する。

IV. 研究方法

1. 対象

わが国の看護系大学における看護基礎教育課程の平成22年度版シラバス

2. 研究期間

平成22年4月から平成24年3月

3. データ収集方法

わが国の看護系大学一覧¹⁹⁾に登録されている大学と平成22年度4月に開学している大学の193

校に、次の手順により研究協力依頼を行った。

看護学科責任者宛てに、研究趣旨及び協力機関が特定されないことを明記したシラバス提供の協力依頼書を送付し、シラバスを収集した。ホームページ上に公開されたシラバスの使用許可を得た大学については、指定されたファイルをダウンロードし、シラバスを収集した。

4. データ分析方法

1) キーワードの決定方法

構成要素を抽出する方法には、学問としての概念構築を試みた看護管理^{20,21)}と看護経済学^{22,23)}に関する段階的な構成要素の探求や看護政策における授業内容の要素の抽出過程^{24,25)}を参考にした。要素を抽出するためのキーワードは、先行研究における看護管理²⁶⁻³⁰⁾、看護政策^{31,32)}、看護経済^{33,34)}で用いられている用語の中から研究者3名が「看護政策管理学」の定義に照らし合わせ必要と考えられる用語を列挙した。次にこれらの用語について、看護政策管理学を担当する研究者3名が「看護政策管理学」に必要なキーワードであるかを協議した結果、最終的に20キーワードになった。

そのキーワードは、管理(マネジメント)、政治(政策)、行政、機能、役割、開発、維持、変革、システム、保健医療、福祉、法(法規)、人権、制度、社会保障、組織、看護活動、経済(経営)、安全管理(リスクマネジメント)、情報管理である。

2) データの抽出

各大学から収集した看護学部の全てのシラバスを精読し、「看護政策管理学」の操作的定義に照らして設定したキーワードを含む講義科目の選択とデータを以下の手順により抽出した。

分析対象は、一般教養科目と専門科目の全ての講義科目とした。講義は、概念の獲得、知識修得をするための一授業形態³⁵⁾であるため、目的とする要素の抽出が可能であると考えた。講義科目の選択は、全てのシラバスの講義科目名・目的・目

標・概要・内容の記述から一つ以上のキーワードを含む科目とした。さらに、「看護政策管理学」の操作的定義に関連する講義科目であるかを研究者3名で協議し科目を選択した。

講義科目の目的・目標・概要の記述内容を精読して、研究者3名がまず各2つの大学のデータを抽出し、抽出方法の統一を図った。「人の尊厳や人権の擁護」の例のようにキーワードを含む意味内容がわる最小レベルとなる連文節を1記録単位とした。抽出したデータは、最終的に研究者3名が「看護政策管理学を構成する要素になりうるか」の視点で協議した。

3) コード化

抽出したデータを繰り返し読み、同じ意味内容として認識できる表現に整理し、コードとした。

4) カテゴリ化

コードの記述を繰り返し読み、意味内容の類似性に従って分類と抽象化を行い「看護政策管理学」を反映する適切な名称を付けサブカテゴリとした。次に、サブカテゴリを意味内容の類似性に従って分類と抽象化を行いカテゴリとした。命名したカテゴリを「看護政策管理学を構成する要素」とした。

これらの分析過程において、研究者3名が記述内容を繰り返し読み、意見の統一をはかった。

5. 倫理的配慮

シラバスの収集にあたっては、大学の看護学科責任者宛てに文書で研究趣旨、研究協力は任意であることを説明した。研究結果の公表に際しては、大学名が特定されないよう匿名性の確保について文書で説明した。大学からのシラバスの送付とホームページ上に公開されたシラバスの利用許可の回答をもって、研究への同意を取得した。それぞれのシラバスには番号を付して紛失しないように管理した。

V. 結 果

1. 分析したシラバス

63校から提供されたシラバスとホームページ上に公開されたシラバスの利用許可の回答が得られた10校の合計73校（協力依頼数に対し37.8%）のシラバスを分析対象とした。

2. 「看護政策管理学」を構成する要素

看護系大学73校のシラバスを分析した結果、講義科目におけるシラバスの講義目的・目標・概要・内容の記述からキーワードを一つ以上含む「看護政策管理学」に関する抽出されたコード数は、1,968コードであった。

これらのコードから、45サブカテゴリ、18カテゴリが形成された（表1）。この18カテゴリを「看護政策管理学を構成する要素」と位置づけた。

以下、本文中「看護政策管理学」を構成する要素を示すカテゴリは【 】, サブカテゴリは〔 〕, コードは、〈 〉で示した。

18カテゴリは、【1. 憲法の基本理念と法】【2. 日本経済の概要】【3. 法と制度の運用】【4. 政治と政策の概要】【5. 社会保障・福祉制度のしくみ】【6. 保健医療（福祉）システムの概要】【7. 保健医療（福祉）システムに関する法律】【8. 保健医療福祉に関する制度】【9. 保健医療福祉行政の概要と施策】【10. 保健医療福祉サービスと経済】【11. 保健医療福祉の連携】【12. 組織と管理の概念】【13. 組織運営と管理】【14. リスクマネジメントの基礎】【15. 看護を提供するための組織と管理】【16. 看護活動と政策】【17. 看護実践を支える法律と倫理】【18. 看護を提供するあらゆる場の看護の役割と機能】であった。

次に、カテゴリの構成について述べる。

【1. 憲法の基本理念と法】は、〔憲法の基本原理〕〔基本的人権の意義〕〔法の機能〕のサブカテゴリ、〈日本国憲法の基本的構造や特徴〉〈基本的

表1 「看護政策管理学」を構成する18の要素

カテゴリ名	サブカテゴリ名
【1. 憲法の基本理念と法】	〔憲法の基本原理〕
	〔基本的人権の意義〕
	〔法の機能〕
【2. 日本経済の概要】	〔経済のしくみや働き〕
	〔日本経済の現状〕
【3. 法と制度の運用】	〔法の制度としくみ〕
	〔法と制度の関係〕
【4. 政治と政策の概要】	〔政治のしくみや働き〕
	〔政策のしくみや働き〕
【5. 社会保障・福祉制度のしくみ】	〔社会保障と社会福祉のしくみ〕
	〔諸外国の社会福祉〕
	〔社会保障制度と社会福祉の実際〕
【6. 保健医療（福祉）システムの概要】	〔保健医療（福祉）システムの概要〕
【7. 保健医療（福祉）システムに関する法律】	〔保健医療福祉に関する法律〕
【8. 保健医療福祉に関する制度】	〔保健医療福祉に関する制度〕
	〔諸外国の保健医療福祉に関する制度〕
	〔保健医療福祉制度の現状と課題〕
	〔医療・介護保険制度〕
【9. 保健医療福祉行政の概要と施策】	〔保健医療福祉行政のしくみ〕
	〔保健医療福祉行政組織の機能と役割〕
	〔保健医療福祉政策〕
	〔保健医療福祉行政の実際〕
【10. 保健医療福祉サービスと経済】	〔保健医療福祉サービスと経済〕
【11. 保健医療福祉の連携】	〔保健医療福祉の連携〕
【12. 組織と管理の概念】	〔組織の機能〕
	〔管理の基礎理論〕
【13. 組織運営と管理】	〔組織の運営〕
	〔組織と経営〕
	〔情報の管理〕
【14. リスクマネジメントの基礎】	〔リスクマネジメントの基礎〕
	〔医療リスクマネジメントの基礎〕
【15. 看護を提供するための組織と管理】	〔看護を提供するための組織〕
	〔看護管理の基礎〕
	〔看護管理者の役割〕
	〔看護管理の実際〕
【16. 看護活動と政策】	〔看護の政策過程〕
	〔看護活動と行政〕
【17. 看護実践を支える法律と倫理】	〔看護実践に関する法律〕
	〔看護職に直接関係する法律〕
	〔看護実践を支える倫理〕
【18. 看護を提供するあらゆる場の看護の役割と機能】	〔看護専門職の役割と機能〕
	〔保健医療福祉チームにおける看護の役割〕
	〔各活動の場における看護の役割と機能（在宅）〕
	〔各活動の場における看護の役割と機能（医療機関）〕
	〔各活動の場における看護の役割と機能（地域）〕

人権、権利擁護等の基本原理〉〈法学に関する基礎知識〉などのコードから形成された。

【2. 日本経済の概要】は、〔経済のしくみや働き〕〔日本経済の現状〕のサブカテゴリ、〈社会で必要な経済の知識〉〈人口構造や経済状況〉などのコードから形成された。

【3. 法と制度の運用】は、〔法の制度としくみ〕〔法と制度の関係〕のサブカテゴリ、〈法を支え・実現させている社会の制度・仕組み〉〈社会生活における法的思考方法〉などのコードから形成された。

【4. 政治と政策の概要】は、〔政治のしくみや働き〕〔政策のしくみや働き〕のサブカテゴリ、〈政治学の基礎〉〈政策の基礎〉〈政策と政策決定プロセス〉などのコードから形成された。

【5. 社会保障・福祉制度のしくみ】は、〔社会保障と社会福祉のしくみ〕〔諸外国の社会福祉〕〔社会保障制度と社会福祉の実際〕のサブカテゴリ、〈社会保障の基本的な考え方〉〈社会保障・社会福祉の国際的動向〉〈社会保障・社会福祉制度の具体的な内容〉などのコードから形成された。

【6. 保健医療（福祉）システムの概要】は、〔保健医療（福祉）システムの概要〕のサブカテゴリ、〈保健医療システムの変遷と現状〉〈保健医療（福祉）システム構築の意義〉などのコードから形成された。

【7. 保健医療（福祉）システムに関する法律】は、〔保健医療福祉に関する法律〕のサブカテゴリ、〈医療関連法規の基礎知識〉〈社会保障に関する法律（社会保障の仕組み、健康保険法、児童福祉法、介護保険法、障害者基本法）〉などのコードから形成された。

【8. 保健医療福祉に関する制度】は、〔保健医療福祉に関する制度〕〔諸外国の保健医療福祉に関する制度〕〔保健医療福祉制度の現状と課題〕〔医療・介護保険制度〕のサブカテゴリ、〈保健医療福祉制度の理念と仕組み〉〈諸外国の保健医療の現

状〉〈医療制度と医療保障制度の問題点〉などのコードから形成された。

【9. 保健医療福祉行政の概要と施策】は、〔保健医療福祉行政のしくみ〕〔保健医療福祉行政組織の機能と役割〕〔保健医療福祉政策〕〔保健医療福祉行政の実際〕のサブカテゴリ、〈保健医療福祉行政の基礎知識〉〈保健医療福祉行政の組織・機構〉〈保健医療福祉行政の変遷と政策〉〈地方自治体における保健福祉の計画と評価〉などのコードから形成された。

【10. 保健医療福祉サービスと経済】は、〔保健医療福祉サービスと経済〕のサブカテゴリ、〈わが国の医療経済のしくみ〉〈医療などの活動を維持するために必要な経済〉などのコードから形成された。

【11. 保健医療福祉の連携】は、〔保健医療福祉の連携〕のサブカテゴリ、〈保健医療福祉の専門職の関わりと連携〉〈保健医療福祉の連携と統合の意義と必要性〉などのコードから形成された。

【12. 組織と管理の概念】は、〔組織の機能〕〔管理の基礎理論〕のサブカテゴリ、〈組織システムに関する基本的概念〉〈管理の基礎理論〉などのコードから形成された。

【13. 組織運営と管理】は、〔組織の運営〕〔組織と経営〕〔情報の管理〕のサブカテゴリ、〈組織の成立、存続、発展に向けた管理〉〈組織と経営の論理〉〈情報管理の知識〉などのコードから形成された。

【14. リスクマネジメントの基礎】は、〔リスクマネジメントの基礎〕〔医療リスクマネジメントの基礎〕のサブカテゴリ、〈リスクマネジメント・危機管理の基本的概念〉〈医療安全の基本的な考え方〉などのコードから形成された。

【15. 看護を提供するための組織と管理】は、〔看護を提供するための組織〕〔看護管理の基礎〕〔看護管理者の役割〕〔看護管理の実際〕のサブカテゴリ、〈看護を提供するために必要な組織づくり〉

〈看護職者として組織の成立、存続、発展に主体的に参画することの意義〉〈看護管理の基礎となる理論〉などのコードから形成された。

【16. 看護活動と政策】は、〔看護の政策過程〕〔看護活動と行政〕のサブカテゴリ、〈看護における政策の重要性と政策決定過程〉〈看護職が政策過程に参画することの意義〉〈人々の健康保持・増進のための行政活動〉〈行政における看護の位置付け〉などのコードから形成された。

【17. 看護実践を支える法律と倫理】は、〔看護実践に関する法律〕〔看護職に直接関係する法律〕〔看護実践を支える倫理〕のサブカテゴリ、〈看護活動と関係法規との関連〉〈看護職の法的責任〉〈保健師助産師看護師法〉〈人材育成及び関連法規〉〈倫理的・法的な考え方〉〈患者の権利を守る〉などのコードから形成された。

【18. 看護を提供するあらゆる場の看護の役割と機能】は、〔看護専門職の役割と機能〕〔保健医療福祉チームにおける看護の役割〕〔各活動の場における看護の役割と機能（在宅）〕〔各活動の場における看護の役割と機能（医療機関）〕〔各活動の場における看護の役割と機能（地域）〕のサブカテゴリ、〈看護独自の機能〉〈社会において看護職者が果たしている役割と機能〉〈保健医療福祉チームにおける看護職の役割と連携・協働〉〈在宅ケアシステムにおける看護の役割〉〈病院組織や看護部組織の機能と役割〉〈地域で生活する人々のニーズに応じた看護専門職の役割〉などのコードから形成された。

VI. 考 察

1. 「看護政策管理学」を構成する要素の特徴とその関係性

看護基礎教育課程の講義科目におけるシラバスの分析を通して、「看護政策管理学」を構成する18の要素を抽出することができた。この要素の共通性を「看護政策管理学」の定義と関連文献とを照

合し、以下の考察を基に、その関係性を図1に示した。

この18の要素の関係性を明らかにするために、第1に着目した要素は、【1. 憲法の基本理念と法】である。憲法は国家の統治体制の根本と国民の基本的人権を規定しており、法体系の根本である³⁶⁾。法治国家であるわが国においては、看護職も看護の対象もわが国の社会構造の中で生活する人である。看護職は、職務遂行上さまざまな法律と関わるため、まず、最高法規である憲法の基本理念の理解が不可欠である。そして、国民一人ひとりが基本的人権を享有していることを前提として看護を提供するということを看護職は理解しなければならない。したがって、【1】の要素は、憲法の基本理念と法に基づくものであるため、全ての要素の根底に位置づけられた。

これに関連して着目した第2の要素のまともりは、【2. 日本経済の概要】【3. 法と制度の運用】【4. 政治と政策の概要】【5. 社会保障・福祉制度のしくみ】の4つである。【2. 日本経済の概要】は、社会における日本の経済の現状としくみや働きを表している。経済状況をみる眼を養うことにより、日本の経済と政治のしくみや働き、政策と政策決定プロセスなど【4. 政治と政策の概要】がわかる。【3. 法と制度の運用】【5. 社会保障・福祉制度のしくみ】のその背景にある法的枠組みや制度の根拠を知ることが、社会の制度やしくみの理解に繋がる。このように、日本の経済状況に対応して政治と政策が機能することによって社会保障制度のしくみが維持・存続していく関係性を示していると考えられた。したがって、これら【2】【3】【4】【5】の4つの要素は、国民の生活を支える社会保障制度の運用に直接影響を与えているという共通性を持っていると考えた。

さらに、【1】と【2】【3】【4】【5】は、憲法第25条³⁷⁾が規定している国の社会保障義務によって、社会保障制度の運用を保障する関係性を

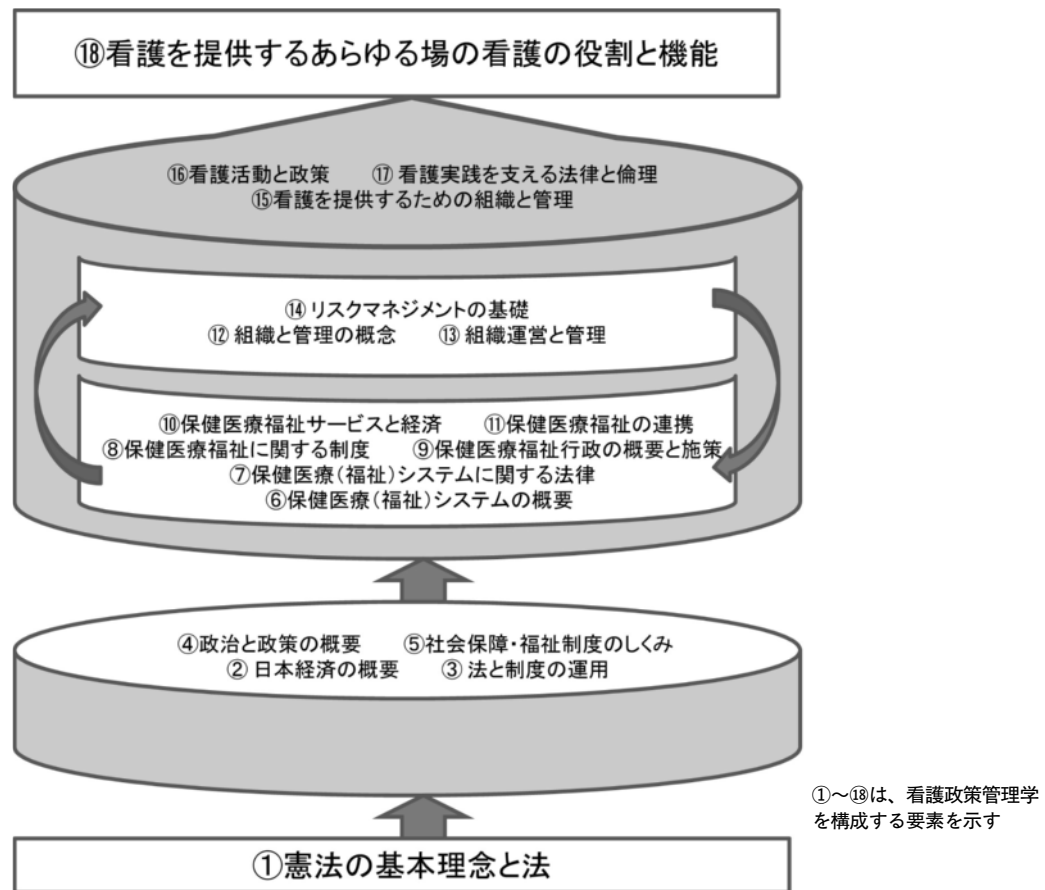


図1 看護政策管理学を構成する要素の関係性

示す。

これに関連して、第3に着目した要素のまとめは、【6. 保健医療(福祉)システムの概要】【7. 保健医療(福祉)システムに関する法律】【8. 保健医療福祉に関する制度】【9. 保健医療福祉行政の概要と施策】【10. 保健医療福祉サービスと経済】【11. 保健医療福祉の連携】の6つである。

まず、【6. 保健医療(福祉)システムの概要】は、現在のわが国における保健医療(福祉)システムの歴史的変遷やシステムの構築の意義を表している。看護活動は、従来の保健・医療・(福祉)システムから大きな影響を受けてきた。したがって、看護職は、保健医療(福祉)システムの歴史的変遷を踏まえて、その基盤となる概要を理解する必要がある。

さらに、看護活動は、「日本国憲法」や「地域保

健法」など法的基盤に基づいて展開される³⁸⁾。また、国民の健康上の課題は保健医療福祉に関する諸問題を解決するための政治や政策に反映され、法律や制度がつくられることによって実現されることが多い。そのため、【7. 保健医療(福祉)システムに関する法律】と【8. 保健医療福祉に関する制度】の理解が必要であると考えた。

さらに、人々に保健医療福祉のサービスが提供されるためには、【9. 保健医療福祉行政の概要と施策】の実際を学び保健医療福祉行政のしくみや行政組織の機能を看護職は、理解することが重要であると考えた。

また、保健医療福祉サービスは、保健医療福祉を取り巻く社会経済環境の中でサービスを提供する。【10. 保健医療福祉サービスと経済】は、互いに影響し合う関係性にある。そのため、医療機関

における医療のあり方や在宅におけるケアシステムの構築など看護職が活躍する場のサービスの質に社会経済状況が影響を及ぼしていることを看護職は、理解する必要がある。

さらに、人々の健康上のニーズの実現には【11. 保健医療福祉の連携】による協働が重要であると考えた。したがって、これら【6】【7】【8】【9】【10】【11】の6要素は、保健医療（福祉）システムの運用に必要な要素となる共通性を持っていると考えた。

看護の機能を発揮するために第4に着目した要素のまとめりは、【12. 組織と管理の概念】【13. 組織運営と管理】【14. リスクマネジメントの基礎】の3つである。組織は、個人では達成できない仕事が、複数の人々が協働すれば実現されうると考えられる場合に作られる³⁹⁾。この組織を目的に向かって機能させるためには、管理が必要であり、その管理には、リスクマネジメントも包含される。組織を運用していく中では、安全管理体制の構築は、最優先課題であり、組織的なシステムづくりが重要である。したがって、これら【12】【13】【14】の3つの要素は、組織と管理の基礎という保健医療（福祉）システムが有効に機能するために必要な組織・管理・リスクマネジメントの基礎的知識となる共通性を持っていると考えた。

さらに、【6】【7】【8】【9】【10】【11】と【12】【13】【14】は、保健医療（福祉）システムの運用に組織・管理・リスクマネジメントの考え方の基礎を反映し、保健医療（福祉）システムを有効に機能させるために互いに影響し合う関係性を示す。

これに関連して注目した第5の要素のまとめりは、【15. 看護を提供するための組織と管理】【16. 看護活動と政策】【17. 看護実践を支える法律と倫理】の3つである。

【15. 看護を提供するための組織と管理】には、実際に看護を提供する際に必要な組織と管理の知

識が含まれ、効果的な【16. 看護活動と政策】が不可欠であると言える。

小山ら⁴⁰⁾も述べているように人々の健康保持・増進のための行政活動や看護活動には、政策の重要性と政策決定過程の理解及び参画が求められるからである。看護職は臨床や在宅、地域などで制度上の多くの問題に直面している。これらの問題は、現場の当事者の努力だけでは根本的な解決には至らず、制度や法の改正を必要とする政策的な課題であることが多い⁴¹⁾。

さらに、【17. 看護実践を支える法律と倫理】は、看護実践を支える倫理と看護実践に関する法律や看護職に直接関係する法律や看護職の法的責任を示しており、この内容は、日本看護協会の「看護倫理綱領」⁴²⁾と合致するものである。看護職の倫理的態度や志向性は、専門職の責務として非常に重要な要素⁴³⁾であり、人々の権利を守るという法の遵守とともに看護の専門職としての在り方を示している。したがって、これら【15】【16】【17】の3つの要素は、看護実践に必要な管理と看護職が看護における政策過程に参画することの重要性を示している。その看護実践を支える基盤には、看護専門職として看護実践に関する法律と倫理の要素が不可欠であり、看護の機能を発揮するための共通性を持っていると考えた。

さらに、【15】【16】【17】は、【6】【7】【8】【9】【10】【11】と【12】【13】【14】の一般的な組織・管理の基礎的知識と保健医療（福祉）システムの運用を示す要素を包括している。これらの包括した要素は、保健医療福祉における看護の役割が変化している⁴⁴⁾中で、看護の機能を発揮するために看護実践に必要な組織と管理の要素が互いに影響し合うという関係性を示す。

最後に着目した第6の要素は、【18. 看護を提供するあらゆる場の看護の役割と機能】である。社会において看護職が果たす役割や期待は大きく、看護職には、人々の健康上のニーズの実現を支援

することが求められている。したがって、【18】の要素は、各活動の場において保健医療福祉チームにおける連携・協働により看護専門職として看護を提供するあらゆる場で看護の役割と機能を発揮するという要素であり、看護の最終目標を示すと考えた。

したがって、看護政策管理学を構成する18要素は、順序性を持ちながら影響し合う関係性を持つことにより、看護の役割と機能が発揮されると考えた。

2. 看護基礎教育課程における「看護政策管理学」の必修化の検討

今回明らかになった看護政策管理学を構成する18の要素のうち、【1】の要素は憲法の基本理念と法に基づくものであるため、全ての要素の根底に位置づけられた。

【2】【3】【4】【5】の要素からは、社会保障制度の運用という共通性が見いだされた。また、【6】【7】【8】【9】【10】【11】の要素からは、保健医療（福祉）システムの運用という共通性が見いだされ、【12】【13】【14】の要素からは、保健医療（福祉）システムが有効に機能するために必要な基礎的知識という共通性が見いだされた。さらに、【15】【16】【17】の要素からは、看護専門職看護の機能を発揮するために看護実践に関する法律と倫理という共通性が見いだされた。最後の

【18】の要素は、看護職が看護を提供するあらゆる場でその役割と機能を発揮するという看護政策管理学の最終目標を示している。看護職には、看護の機能の発揮に向けて役割を遂行し、システムの開発・維持・変革ができる能力が求められる。これらの要素と要素の共通性が包含している内容を看護基礎教育課程における「看護政策管理学」の教育内容に反映していく必要がある。したがって、看護基礎教育課程にある学生も看護の基盤となるシステムの開発・維持・変革を担う看護職と

なるための基礎的な知識を学習する必要があると考えられた。

しかし、久常⁴⁵⁾、Brown⁴⁶⁾、田中⁴⁷⁾らが述べているように、看護職は、医療・看護政策に関する情報が不足しており、それを理解する基礎的な学習をする機会が少ない現状がある。したがって、「看護政策管理学」を構成する要素から看護基礎教育課程において授業科目として必修化すべき内容の精選について検討することも今後の課題といえる。

VII. 本研究の限界と課題

本研究では、「看護政策管理学」を構成する18の要素を検討し、図式化した。この図は、わが国の73校の看護系大学における講義科目のシラバスから抽出した要素を基に、要素間の関係性を示したものである。そのため、現時点では、18の要素とその関係性を一般化するには限界がある。

今後は、抽出した要素をもとに、「看護政策管理学」の定義の再検討を行い、本大学の看護政策管理学領域全体の授業内容の見直しと再構築をおこなっていく必要がある。さらに、看護基礎教育課程における「看護政策管理学」の確立を目指すために、管理・政策・経済などの学問領域との差異や重なりを明確にしていくことが課題である。

VIII. 結 論

1. 「看護政策管理学」を構成する要素は、看護基礎教育課程におけるシラバスを分析した結果、次の18の要素に集約された。18の要素とは、【1. 憲法の基本理念と法】【2. 日本経済の概要】【3. 法と制度の運用】【4. 政治と政策の概要】【5. 社会保障・福祉制度のしくみ】【6. 保健医療（福祉）システムの概要】【7. 保健医療（福祉）システムに関する法律】【8. 保健医療福祉に関する制度】【9. 保健医療福祉行政の概要と施策】【10. 保健医療福祉サービスと経済】【11. 保健

医療福祉の連携】【12. 組織と管理の概念】【13. 組織運営と管理】【14. リスクマネジメントの基礎】【15. 看護を提供するための組織と管理】【16. 看護活動と政策】【17. 看護実践を支える法律と倫理】【18. 看護を提供するあらゆる場の看護の役割と機能】であった。

2. 看護政策管理学を構成する18要素は、順序性を持ちながら影響し合う関係性を持つことにより、看護の役割と機能が発揮される。

謝 辞

本研究を行うにあたり、シラバスの提供に快くご協力いただきました大学関係教職員の皆様、および本稿をまとめるにあたり、ご協力いただきました皆様に深く感謝いたします。

なお、本研究は、平成22・23年度群馬県立県民健康科学大学共同研究費の助成を受けて実施した研究の一部である。本研究の概要は、第16回日本看護管理学会年次大会で発表した。

引用文献

- 1) 浦田喜久子(2001)：神戸市看護大学の看護管理学教育の考え方と授業の実際，看護展望，26(6)：647
- 2) 社団法人日本看護協会(2001)：平成13年度看護政策立案のための基盤整備推進事業報告書，p.469
- 3) 前掲書2)，p.469
- 4) 平井さよ子(2008)：看護管理学，p.12，株式会社日本放射線技師会出版会，東京
- 5) 田中幸子(2005)：看護政策の参与する人材育成に関する研究 看護政策に関する学部教育の実態，北里看護学誌，7(1)：25
- 6) 加茂利夫ほか(2003)：現代政治学，p.110，有斐閣アルマ，東京
- 7) 金井 Pak 雅子(2006)：看護管理学に関する研究の動向と課題，看護研究，38(4)：36
- 8) 前掲書7)，p.4
- 9) 上泉和子(2001)：看護管理教育体系の試み，看護展望，26(6)：17-23
- 10) 前掲書7)
- 11) 村上真須美(2009)：看護基礎教育における看護管理学教育の実態調査，第13回日本看護管理学会講演抄録集：147
- 12) 久常節子，小池智子，齋藤訓子(2003)：看護職・看護政策に対する関心，日本看護管理学会誌，6(2)：27-45
- 13) Sandra Godman Brown. (1996)：Incorporating Political Socialization Theory into Baccalaureate Nursing Education, Nursing Outlook 44: 120-123
- 14) 前掲書5)，p.25
- 15) 前掲書5)，p.25
- 16) 金井 Pak 雅子(2005)：看護経済学の概念に関する研究経緯，看護研究 38(4)：3-6
- 17) 勝原裕美子，増野園恵，角田由佳ほか(2005)：看護経済学の概念の探求，看護研究，38(4)：7-18.
- 18) 伊豆上智子，金井 Pak 雅子，勝原裕美子ほか(2006)：看護経済学モデル Version 1，2，3の開発，看護研究，38(4)：33-42.
- 19) 日本看護協会(2010)：平成21年看護統計資料集，p.190-193，日本看護協会出版会，東京
- 20) 前掲書9)
- 21) 前掲書7)
- 22) 前掲書17)
- 23) 前掲書18)
- 24) 前掲書2)
- 25) 前掲書5)
- 26) 前掲書7)
- 27) 前掲書9)
- 28) 前掲書11)
- 29) 笠松由佳(2009)：看護基礎教育における看護管理学のシラバスと教科書の内容の分析，第

- 13回日本看護管理学会講演抄録集：77
- 30) 上泉和子, 豊増佳子, 金井Pak 雅子ほか (1999)：現行看護管理教育カリキュラムの分析, 日本看護管理学会誌, 3(1)：27-34
- 31) 前掲書2)
- 32) 前掲書5)
- 33) 前掲書17)
- 34) 前掲書18)
- 35) 杉森みどり, 舟島なをみ (2007)：看護教育学, (4), p.216, 医学書院, 東京
- 36) 南方 暁 (2010)：法律の概要, 杉本正子, 眞船拓子 (編), 看護職のための関係法規, p.10
ヌーヴェルヒロカワ, 東京
- 37) 憲法指導研究会 (2005)：憲法の解説, p.47,
一橋出版, 東京
- 38) 星 且二, 藤原佳典 (2008)：保健医療福祉の地域づくりを推進する行政のしくみと機能, 星且二, 麻原きみよ (編), これからの保健医療福祉行政論, p.21, 日本看護協会出版会, 東京
- 39) 桑田耕太郎, 田尾雅夫 (2008)：組織論, p.4,
有斐閣アルマ, 東京
- 40) 飯野京子, 小山真理子 (2003)：社会の変動と看護教育, 小山真理子 (編), 看護教育の原理と歴史, p.21-22, 医学書院, 東京
- 41) 小池智子 (2009)：看護行政の仕組みと看護政策, 中西睦子 (編), 看護サービス管理, p.149,
医学書院, 東京
- 42) 日本看護協会出版会 (編) (2008)：日本看護協会看護業務基準集2007年度改訂版, p.536, 日本看護協会出版会, 東京
- 43) 岡谷恵子 (2011)：専門職としての活動の展開, 田村やよい (編), 社会の中の看護, p.142,
日本看護協会出版会, 東京
- 44) 前掲書43), p.145
- 45) 前掲書12)
- 46) 前掲書13)
- 47) 前掲書5)

Elements of “Nursing Policy and Administration” in Basic Nursing Education Curricula

Akiko Kitazume, Gyokuren Tomoyama, Eiko Kato
Gunma Prefectural College of Health Sciences

Objectives : The purposes of this study were to clarify elements of “nursing policy and administration” in the descriptive content of syllabi of university basic nursing education curricula, and consider their relationships.

Methods : A request was sent to 193 nursing universities, asking them to send syllabi of their basic nursing education curriculum for the 2010 academic year. Syllabi obtained from 73 universities were subjected to analysis. 20 keywords were selected, and text containing these keywords in the course overview and purposes were elicited as codes. Codes were categorized and an attempt to create constituent elements were made. Finally, the relationships among these elements were considered.

Results : Elements constituting “nursing policy and administration” comprised 18 categories, including “Basic principles of the Constitution and laws”, “Overview of health and medical (welfare) systems”, “Organization and management for provision of nursing”, “Nursing activities and policies”, and “Role and functions of nursing in all situations in which nursing is provided”.

Conclusion : It is concluded that the role and the function of nursing is exerted well enough when the 18 elements of “the nursing policy and administration” are being influenced one another retaining their ordering alignment.

Key words : nursing policy, nursing administration, constituent elements, syllabus, basic nursing education